

5. 不適切な事例



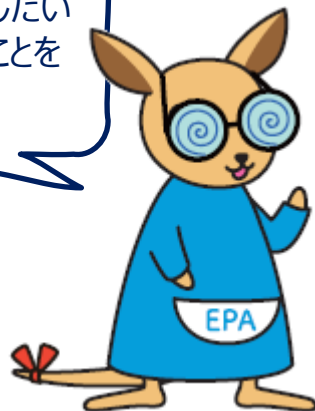
不適切な事例 1

登録されていない品目につき 第二種特定原産地証明書を作成した。

申請書に登録されている製品以外を第二種特定原産地証明書に記載してはいけません。

新しい製品を登録したい場合には「名称等変更届出書」の提出が必要です。

このスライドで物品を追加したい場合も届出が必要であることを習いました！



項目1	項目2	項目3	項目4	項目5																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名称等変更届出書 項目1</p> </div>																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>変更する年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(B)</td> </tr> <tr> <td>物品の品名 (英大でも可)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 別紙記載 (11 商品以上の場合)</td> </tr> </table>					変更する年月日	年	月	日	変更前	(B)			物品の品名 (英大でも可)				変更後				商品				<input type="checkbox"/> 別紙記載 (11 商品以上の場合)			
変更する年月日	年	月	日																									
変更前	(B)																											
物品の品名 (英大でも可)																												
変更後																												
商品																												
<input type="checkbox"/> 別紙記載 (11 商品以上の場合)																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地</td> <td>変更する年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(A)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>					第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地	変更する年月日	年	月	日	変更前	(A)				変更後													
第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地	変更する年月日	年	月	日																								
変更前	(A)																											
変更後																												
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>変更前に予め届出が必要な変更</p> <p>(A) 「第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地」を変更する場合</p> <p>(B) 「認定を受けた経済連携協定の締約国に輸出される物品の品名」を変更する場合</p> </div>																												
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>ポイント</p> <p>認定申請書に記載した物品に加えて、新規で物品を追加したい場合も届出が必要です。</p> </div>																												



不適切な事例 2

第二種特定原産地証明書の発行にあたり 第三者証明制度の原産品判定依頼を利用していた。

冒頭でお伝えした通り、認定輸出者は、**審査機関である日本商工会議所と同じように社内で輸出品が原産品であるか判断すること**が求められます。

認定輸出者となった後、第二種特定原産地証明書の作成の対象となる製品について、第三者証明制度の原産品判定依頼を使用していたことが発覚した場合は、法律第7条の4第1項に規定される、認定輸出者の業務を確実に行うに足りる知識および能力を有していないとして、**認定基準に適合しないとみなされる可能性**があります。その場合法律第7条の13第1項第2号に基づき、認定の取消条件にも該当してしまいますので、十分に注意しましょう。

